

建築物の新築にあたり駐車場附置義務の有無について確認される場合は、下記フローチャートをご利用ください。

【記号の説明】

- a：特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積。  
 なお、事務所に供する部分の床面積については、10000 m<sup>2</sup>を超える場合、以下により算定した面積を当該用途に供する部分の床面積とみなす。  
 $(10000 \text{ m}^2 \text{を超え、} 50000 \text{ m}^2 \text{までの部分の床面積}) \times 0.7 + (50000 \text{ m}^2 \text{を超え、} 100000 \text{ m}^2 \text{までの部分の床面積}) \times 0.6 + (100000 \text{ m}^2 \text{を超える部分の床面積}) \times 0.5 + 10000$
- b：非特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積。
- c：駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含め、同一敷地内の2以上の建築物で用途不可分であるものは、これを一つの建築物とみなして算定した延べ面積。

【用語の説明】

特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場。

